

意見書

平成 19 年 6 月 11 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしっこうやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼CEO 孫 正義

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の開示に係る告示の一部改正案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の開示に係る告示の一部改正案」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 改正告示案に対する基本的な考え方

今回の改正告示案(以下、「本告示案」という。)は、NTT 東西における情報開示の範囲を拡大するものであり、加入者回線を相当な規模で有するNTT 東西と接続事業者間の接続の円滑化に資するものと考えます。したがって、弊社共としては情報開示範囲の拡大を図るものとする本告示案の趣旨に賛同します。

さらに、弊社共といたしましては、本告示案にて企図するところである接続の円滑化をより推進すべく、本告示案の内容に加えて、以下の各措置を講じて頂きたいと考えます。

2. 中継ダークファイバの空き芯線・局舎スペース等のコロケーションリソースに関する運用について

今回の告示改正により整備された、中継ダークファイバの敷設区間のうち空き芯線がない場合及び局舎スペース等のコロケーションリソースがない場合の取り扱いルールに基づき、適切な接続申込手続及びコロケーション申込手続の運用がなされる必要があると考えます。

具体的には、下記運用が行われることを要望します。

- ・ 空き芯線・局舎スペース等が生じた場合の連絡について、空きが生じた理由が中継ダークファイバ、局舎スペース等の増設によるものであるときも、その旨の連絡は登録している全てのメンバーに対して同時にメール通知されること。
- ・ 空き芯線・局舎スペース等が生じた場合、当該箇所を利用する権利は、あらかじめ利用の意思を表明し、空きが生じた旨の通知を請求していた事業者が優先的に有すること。
- ・ 空きが生じた旨の通知が行われた後、当該通知を受け取った事業者がNTT 東西に利用申込をする場合、先着順ではなく、抽選等による公平な方法で利用可能な事業者を決めること。

また、接続事業者から多くの接続要望又はコロケーション要望が積み上がる箇所については、高いニーズがあるものと想定されるため、このような箇所については接続事業者から一定の要望が積み上がった段階で、NTT 東西が中継ダークファイバ、局舎スペース等の増設を行うこととするルールの整備についても検討して頂きたいと考えます。

3. 電柱の詳細状況に関する情報開示について

本告示案の規定内容では、接続事業者が事業計画等を策定するために必要な情報が一部不足していることから、接続事業者が利用者のニーズに迅速に対応すべく、計画的な事業展開を可能とするためにも、下記のとおり、より一層の情報開示を希望します。

(1) き線点配下の方面ごとのエリア情報

接続事業者が電柱に設備を添架してサービスを提供する場合、き線点配下の方面ごとのエリア情報(クロージャー単位でのエリアカバー情報)を事前に把握することができないことで、以下のような問題が発生します。

- ・ 複数のクロージャーが設置されているき線点柱に接続事業者の設備から NTT 東西のクロージャーへの回線引き込み工事を行うにあたり、お客さまニーズやエリア展開計画等に応じた引き込み回線の割り当てが困難であり、効率的なエリア整備ができません。また、その結果としてユーザへのサービス提供が遅れてしまう場合があります。
- ・ 接続事業者は、ユーザからの申し込みを受領した上で NTT 東西への回線開通申込をしないと、該当ユーザが収容されているクロージャーの情報を入手できません。このため、ユーザからの申込があった時点では、接続事業者からユーザに対してサービス提供の可否や、提供可能時期等について説明することができず、迅速かつ適切なユーザ対応ができません。

上記の問題を解消し、利用者利便を向上させるためにも、き線点配下の方面ごとエリア情報の開示を強く要望します。

(2) 電柱所有者情報

相互接続を実施するために必要な設備(以下、「相互接続点」という。)を電柱上へ設置するためには、電柱を使用するための申請手続(以下、「添架申請」という。)が必要となります。実務上、この添架申請の前に、接続事業者は現地の電柱に関する詳細な状況調査および電柱所有者との事前協議といったプロセスを踏む必要がありますが、別添の図 1 に示すとおり、現状では接続事業者が早期に電柱所有者情報を把握できないことにより、様々な問題が生じています。

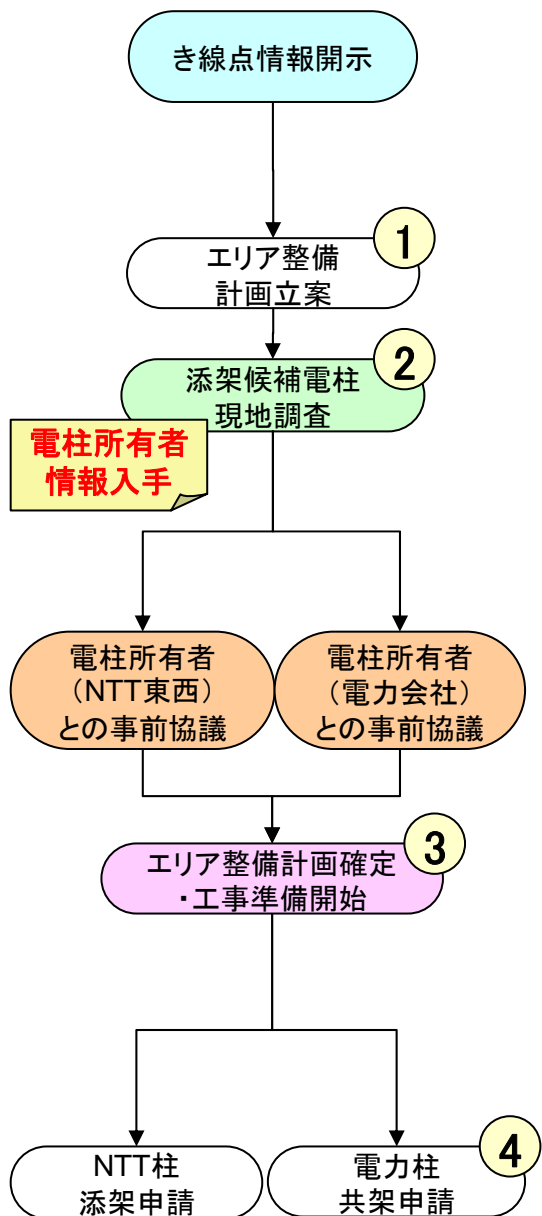
電柱所有者情報をあらかじめ開示していただくことにより、別添の図 2 に示すとおり、現状の問題は解消され、相互接続点の円滑な設置が可能となります。したがって、き線点情報開示にあわせて、電柱所有者情報についても接続事業者に対して開示していただくことを要望いたします。なお、本情報については、局舎の位置情報と同様に、無償での提供を希望いたします。

(3) 添架が可能になった旨の連絡

接続事業者が電柱への添架を希望しながらも、クロージャーに空きがない・電柱において物理的な問題(強度不足等)がある等の理由により受付不可となった場合の次善対応として、空き芯線や局舎スペースが生じたときと同様、その後状況が改善され添架が可能になった時点で、当該接続事業者に対してその旨をメールにて連絡するといったルールを整備して頂くことを希望します。

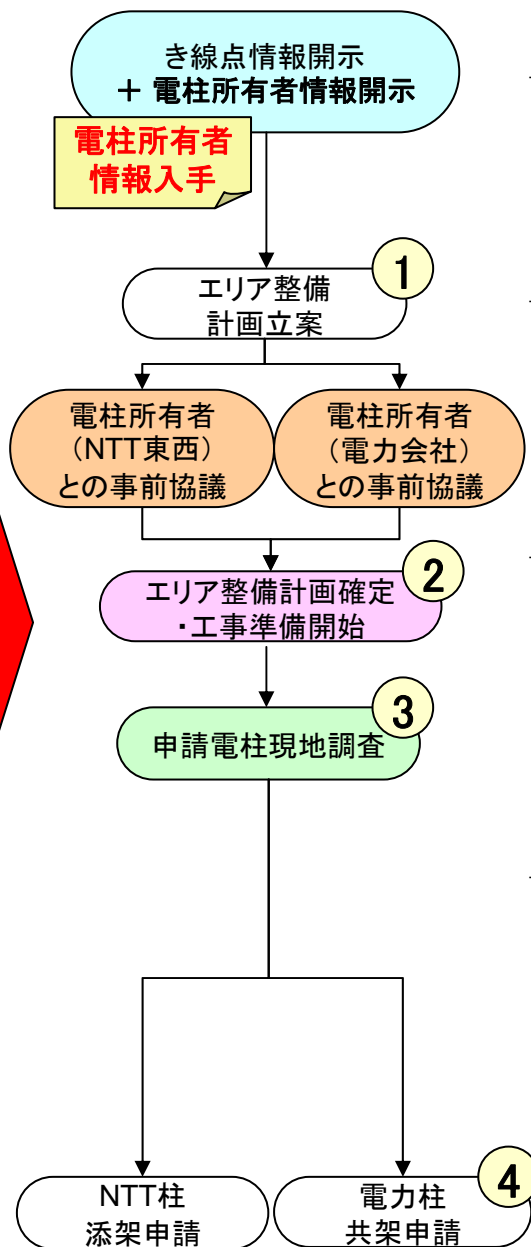
以上

図1：現状



- ①-
 - ・ 接続事業者は電柱所有者が分からないため、精度の高い計画を立てることができない。
 - ・ 事前協議により大幅な計画変更が発生するリスクがある。
- ②-
 - ・ 電柱所有者との事前協議・添架申請に必要な情報(電柱所有者情報を含む)を入手する目的を兼ねた現地調査を行う必要がある。
 - ・ 電柱所有者の改修計画等の情報が把握できないため、添架がそもそも不可である電柱(改修予定の電柱等)を事前に区別することができない。
 - ・ 結果として費用・手間をかけて全ての電柱を調査する必要がある。
- ③-
 - ・ 電柱現地調査後でないで事前協議が開始できないため、電柱所有者毎の相互接続点の設置形態の差異も踏まえての設備工事準備(資材調達等)の開始にとりかかるのが遅れる。
 - ・ 結果として添架許可後の工事開始も遅れてしまう。
- ④-
 - ・ 現地調査から期間が空くため、調査時と添架申請時の電柱の状況に変化が生じる可能性が高まる。
 - ・ 結果として電柱現地再調査および添架再申請というリスクが高まる。

図2：改善案



- ①-
 - ・ 早い段階で電柱所有者が把握可能なため、その情報を踏まえ精度の高い計画を立てることができる。
 - ・ 事前協議を早期に行うことが可能となり、後々の展開が円滑になる。
- ②-
 - ・ 事前協議を早期に行うことで、電柱所有者による相互接続点の設置形態の差異も踏まえての設備工事準備(資材調達等)が早い段階で可能となる。
 - ・ 結果として添架許可後の早期工事開始が可能となる。
- ③-
 - ・ 事前協議にて電柱所有者から詳細情報(電柱改修計画等)を入手することで、添架がそもそも不可である電柱(改修予定の電柱等)は調査対象から除くことが可能となる。
 - ・ 結果として実際に添架申請を行う電柱のみを対象とした効率的な調査が可能となる。
- ④-
 - ・ 現地調査から期間を空けることなく、速やかな申請が可能となる。
 - ・ 結果として電柱現地再調査および添架再申請というリスクが抑えられ、ユーザーへの早期提供が可能となる。